



公正競争の確保に関する基本的な考え方

令和6年3月14日
事務局

市場環境の変化や競争環境の変化を踏まえた公正競争の確保に関する基本的な考え方

- 電気通信市場の特性、これまでの規律の経緯、市場環境の変化や、競争環境の変化等を踏まえ、**電気通信事業分野における公正な競争の確保に関する基本的な方向性について、どう考えるか。**

(公正競争WGにおける構成員等の主な意見)

- 通信法制における**公正競争は、総合的事業能力を背景とした市場支配力の拡大が行われないこと**であり、競争条件（市場構造）の公正と競争行為の公正に分類される。また、通信市場は、**サービス競争のみならず設備競争が重要**であり、これに着目した規律はどのような法形式であれ引き続き非常に重要。（林構成員）
- 電気通信事業法とNTT法が両輪となって公正な競争の確保が図られていることを踏まえ、**変更すべき規律や維持すべき規律、消費者への影響について議論したい。**（西村（真）構成員）
- NTT東西とNTTドコモの合併や自己設置要件等、**想定可能な事項について、認められるか、認められないかを明文化すべき。**（相田構成員）
- 公正競争の確保の観点から、特別な資産を保有するNTTについて規律する**NTT法の廃止は現実的ではない。**（高橋構成員）
- 規制を緩和したときに何が懸念されるかという点だけでなく、**現行の規制についても公正競争上の懸念が残る部分がある**という点にも着目して検討すべき。（大谷構成員）
- **公正競争とは何か**について議論すべき。（大橋主査代理）

(公正競争WGにおける事業者等の主な意見)

- **国民の利便性の向上と我が国の国際競争力等の強化を目的**として議論することが重要。引き続きNTT東西は、**事業法等の法令・ルールを遵守**し、他事業者に対して**公平にネットワークの提供等を行う**。NTT東西は将来にわたって日本の情報通信インフラを支えていくことが重要であり、抜本的なコスト改革や新たな成長を実現し、安定的なネットワーク基盤の運営だけでなく、将来のネットワーク高度化に向けた投資余力を一定程度確保することが必要。その実現に向けて、**東西統合等の効率化、業務範囲規制の見直し等、事業の自由度を確保し、サステナブルな企業へと変革していき**たい。（NTT）
- これまで、**構造規制と非構造規制との両輪で公正な競争環境が確保**されてきた。サービス提供に必要な電気通信設備は変化しているが、**NTTが保有する電信電話公社時代に国民負担でつくられた「特別な資産」の不可欠性や競争優位性は不変**であり、**重要性は高まっている**。これらを踏まえ、NTT持株やNTT東西に対して事業領域に制限をかけるため特殊法人としてNTT法で規律されており、NTTが「特別な資産」を保有し続ける以上、**NTT法による特殊会社としての規律は必要**。特殊会社としての責務を放棄する場合は、**NTT東西の「特別な資産」と資本的につながりをもつNTT持株の廃止した上でNTTドコモやNTTデータ等の完全資本分離も含めて**検討が必要。（KDDI）
- 我が国における**安定的な電気通信の提供・公正競争の確保は、電気通信事業法とNTT法の両輪で機能**しており、双方を対象とした通信政策の見直しは極めて重要な政策課題。「2025年を目途にNTT法を廃止」といったあらかじめ法形式を定めた上での議論ではなく、**国益や国民の声を反映しつつ時代に即した規律や法形式の在り方を検討することが適切**。今後の議論についてはNTT法や事業法の維持強化が基本線。（ソフトバンク）
- 公正・公平な市場競争環境に、新規参入事業者が参入できる環境こそが新しく、低廉なサービスを生み、ひいては国民の利益につながる。全ての事業者の通信サービス基盤ともいえる「**特別な資産**」が、引き続き**公正・公平に提供されることが、新規参入事業者を含めた公正競争確保のために不可欠**である。（楽天モバイル）

- 電気通信事業分野における**公正競争の確保**は、自然独占性を排除し、多くの事業者が創意工夫しながら**高度で多様かつ低廉な電気通信サービス**を提供することを可能とし、もって**豊かで快適な国民生活を実現**するとともに、**我が国の経済を活性化・効率化**。

電気通信事業の特性

- ① **高い公共性**：国民生活や社会経済活動に**必要不可欠**な電気通信サービスを提供する**公益事業**としての高い公共性
- ② **自然独占性**：多額の設備投資が必要であり、**規模の経済性**（事業規模が大きいほど競争上有利）や、**ネットワーク外部性**（加入者が多いほど競争上有利）により、**独占に向かいやすい構造**

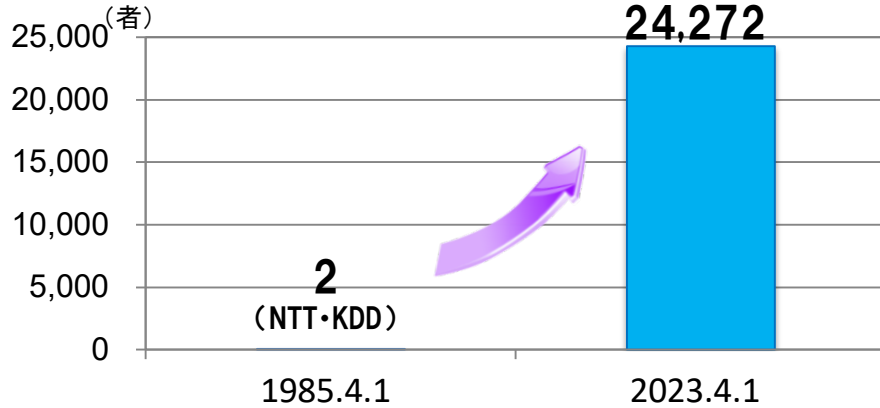
市場原理に全てを委ねることはできず、**公正競争の確保**のための措置を講ずることにより、事業者が**切磋琢磨**しながら**創意工夫**の下で事業活動を行うことを実現

技術革新の成果が積極的に取り入れられ、**高度で多様なサービス**がより**低廉・良質**なものとして**普遍的・安定的**に提供されることで、**豊かで快適な国民生活を実現**するとともに、**我が国の経済を活性化・効率化**

- 1985年の電電公社民営化・通信市場自由化以降、**2.4万超の事業者が参入し、市場規模も5倍超**に拡大。
- **料金の低廉化**が進むとともに、技術革新によりモバイル・IP・ブロードバンド等の**多様なサービスが拡大**。

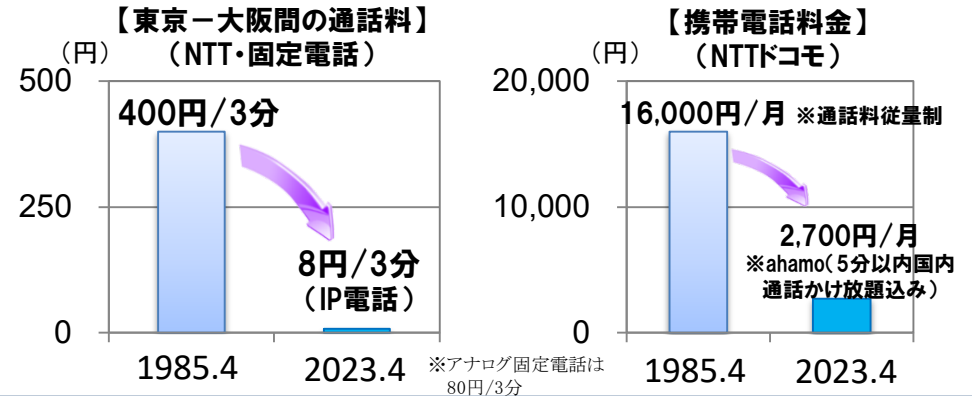
事業者数の増加

事業者数は、競争原理の導入以降、大幅に増加



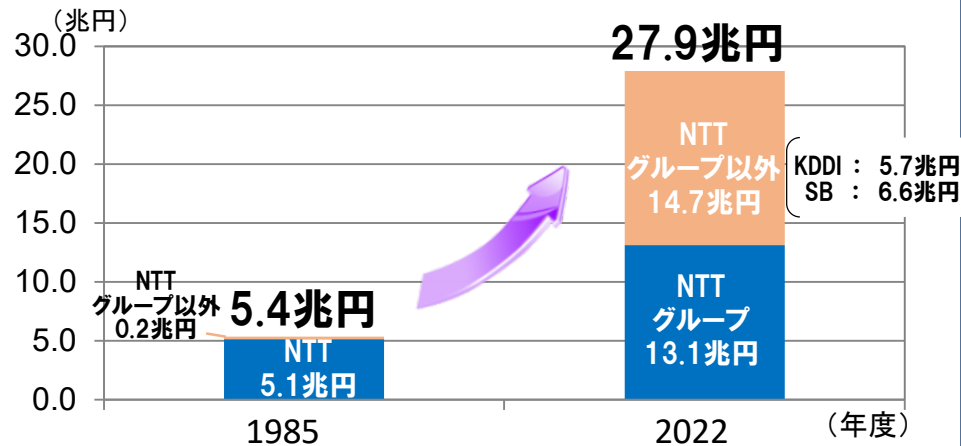
料金の低廉化

新規参入・事業者間競争により、料金の低廉化が進展



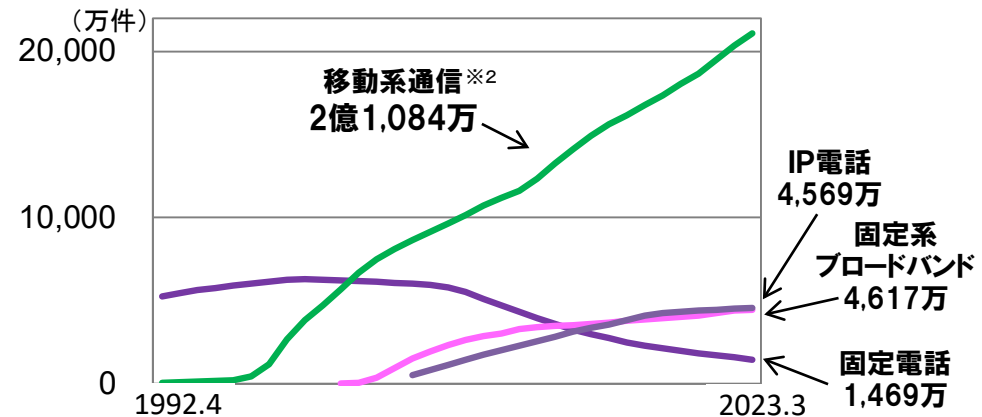
売上高の増加

主要な事業者の売上高は、約5倍に拡大



サービスの多様化・通信速度の向上

移動系通信や固定系ブロードバンド※¹等の多様なサービスが拡大

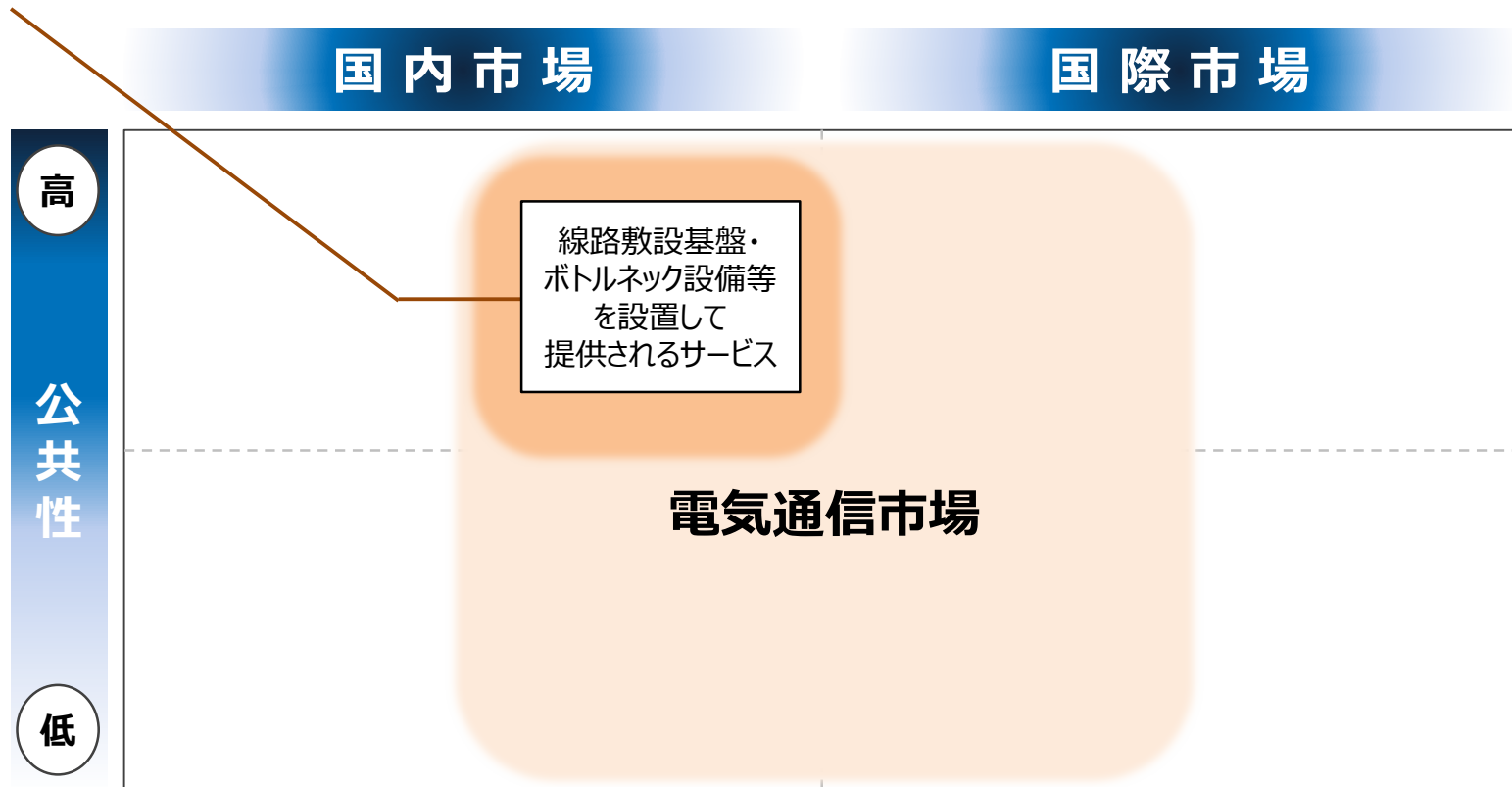


※¹ ブロードバンド:ブロードバンドネットワークの略。高速で大容量の情報が送受信できる通信網

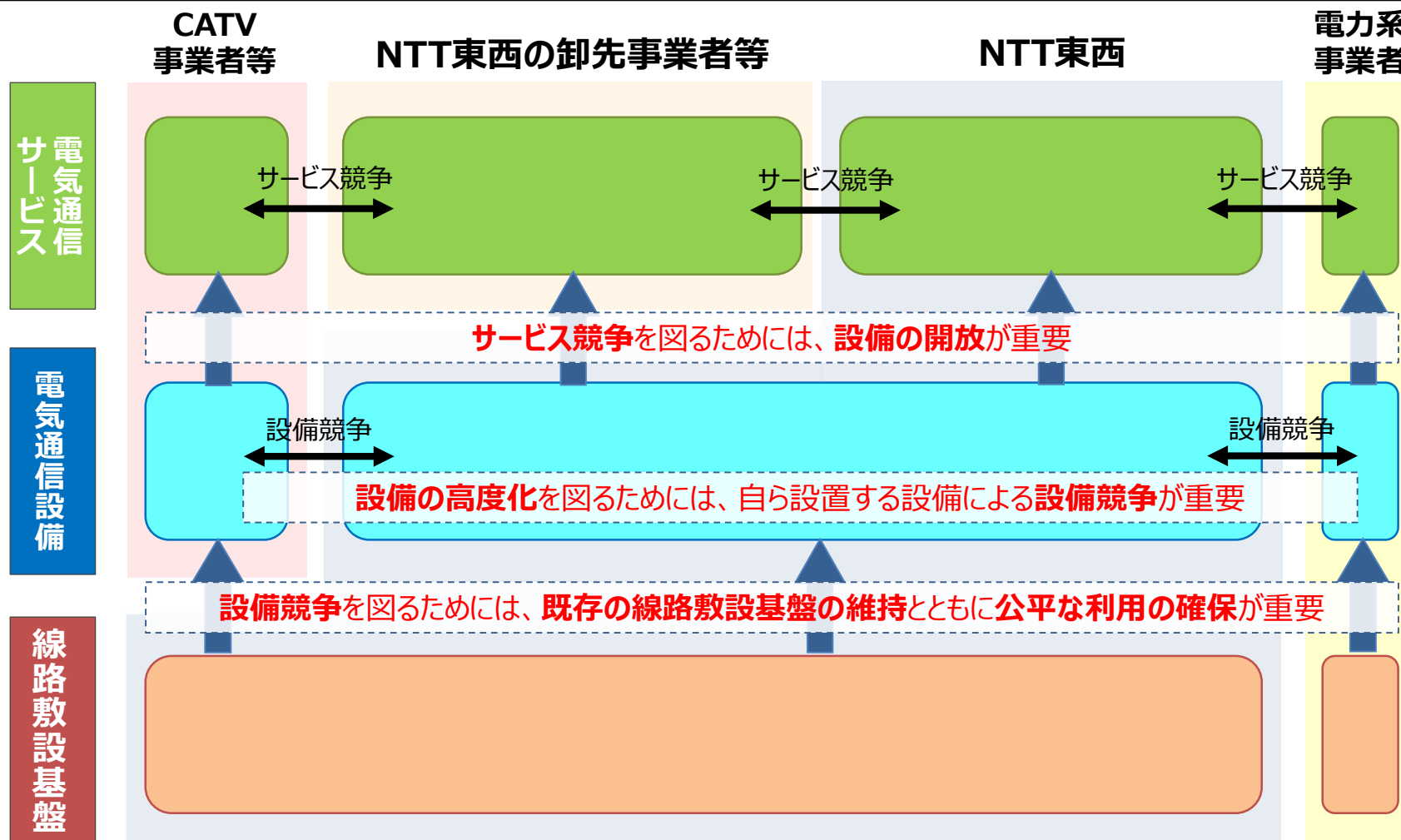
※² 移動系通信は、2013年度第2四半期以降グループ内取引調整後の契約数、2013年度第4四半期以降は携帯電話、PHSに加えBWAを含む契約数

- 1985年の電電公社民営化・通信市場自由化以降の公正競争の確保の射程について、国内市場／国際市場、公共性の高低で整理した場合、国内の電気通信市場においては、**線路敷設基盤やボトルネック設備等を設置して提供される電気通信サービス**について、**公正競争の確保のための措置**が特に必要。また、**ボトルネック設備等による影響が隣接市場に及ばないようにする必要**。
- 他方、**ボトルネック設備等が競争に与える影響が小さいもの**については、強度の競争ルールは不要であり、市場原理に委ねることが可能。
- また、国際市場については、各国の制度に留意しつつ、**積極的かつ自由な事業展開を期待**。

公正競争の確保が特に必要



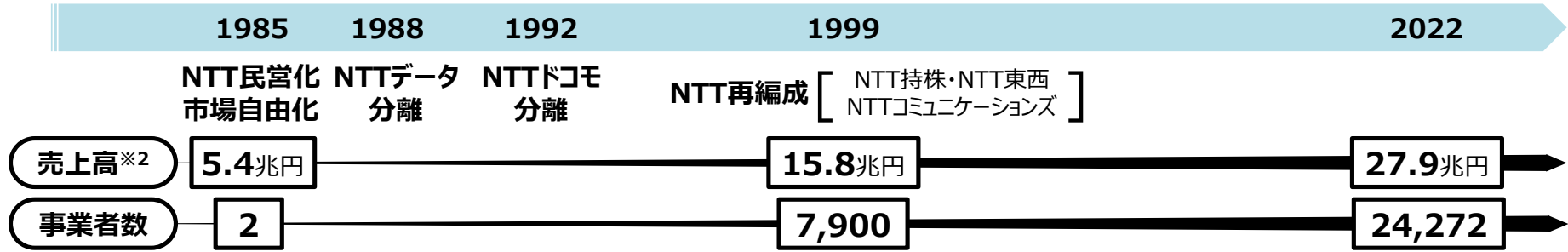
- 料金の低廉化やサービスの多様化・高度化には、サービス提供事業者同士の「サービス競争」の確保が必要。
- これには、サービス提供に不可欠な電気通信設備を開放するとともに、当該電気通信設備について技術の進展に応じた高度化が必要なため、電気通信設備を自ら設置する事業者同士の「設備競争」が重要。
- 設備競争を図るためには、電気通信設備の設置に不可欠な線路敷設基盤について、新たに全国的に構築することは困難であるため、既存の線路敷設基盤の維持とともに公平な利用の確保が重要。



固定通信市場と移動通信市場の動向

- **固定通信市場**では、IP化・ブロードバンド化の進展の中でも、**NTT東西の回線シェアが依然として高い。**
- **移動通信市場**は市場拡大に伴い、MVNO※1を含む多様なプレーヤーによる**競争が進展。**

※1 MNO（電波の割当てを受けて移動通信サービスを提供する事業者）から通信回線を借り受ける等して、移動通信サービスを提供する事業者。



移動通信

契約数シェア

NTTドコモ	約60%
その他	約40%

合計：171万契約

NTTドコモ	約58%
その他	約42%

合計：4,153万契約

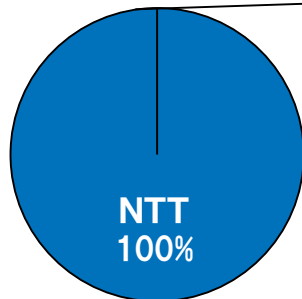
NTTドコモ	約36%
KDDIグループ	約27%
ソフトバンクグループ	約21%
楽天モバイル	約2%
MVNO	約14%

合計：2億1,084万契約

移動通信サービスの提供には
光ファイバの利用が不可欠

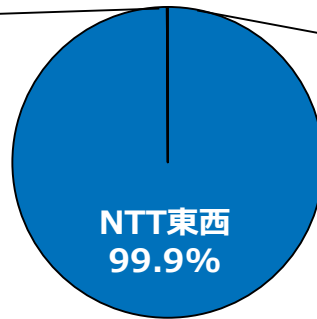
固定通信

[回線数シェア (メタル回線)]



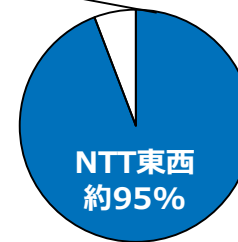
合計：4,549万回線

[回線数シェア (メタル回線)]



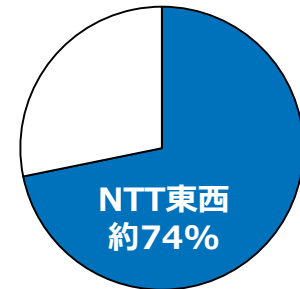
合計：5,729万回線

[回線数シェア (メタル回線)]



合計：1,730万回線

[回線数シェア (光ファイバ)]



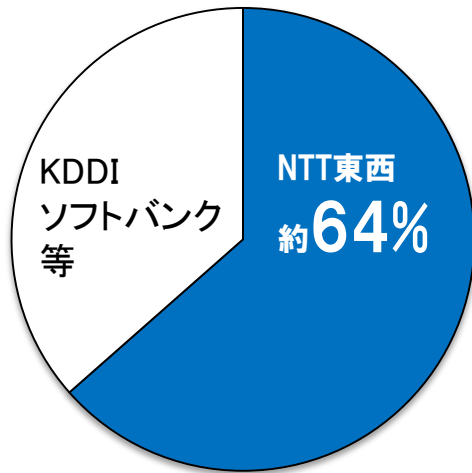
合計：2,814万回線

※2 主要な電気通信事業者の売上高の合計

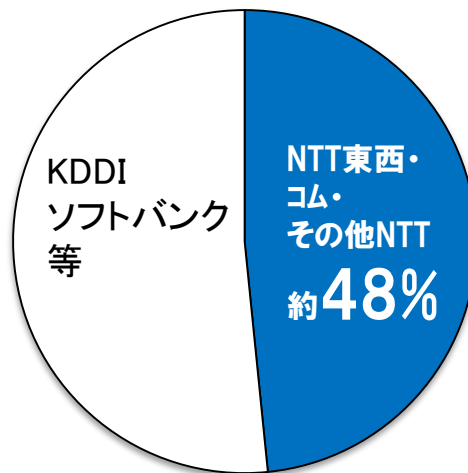
(出典) 総務省「情報通信白書」(各年度版)より作成

- 固定電話やIP電話、固定系ブロードバンドの契約数については、いずれもNTTが高いシェアを有している。

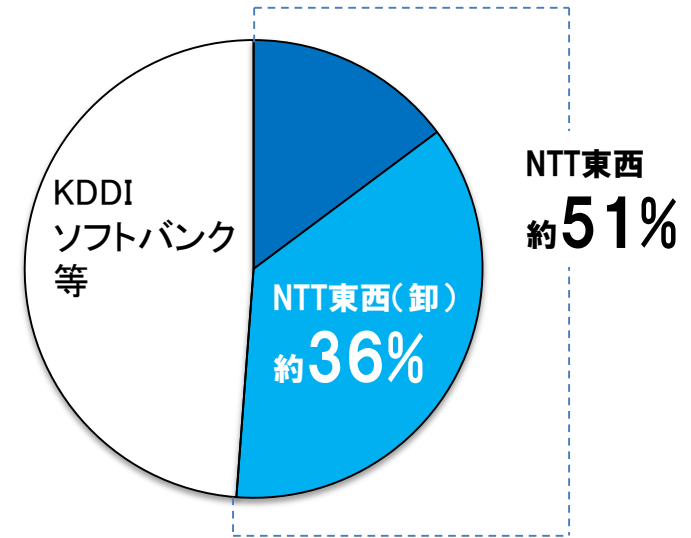
[固定電話]



[IP電話]



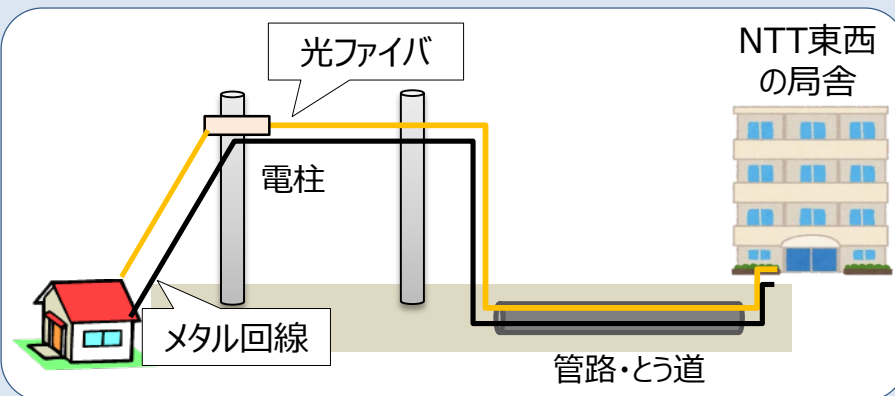
[固定系ブロードバンド]



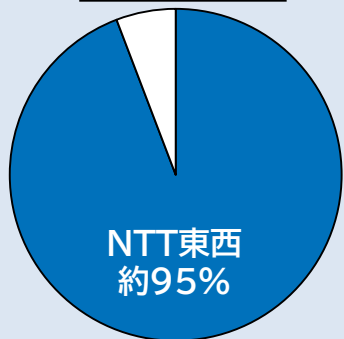
※いずれも2023年3月末時点

- 固定通信回線の設置には、線路敷設基盤（電柱、管路・とう道等）が不可欠だが、**NTTは、電電公社から全国の線路敷設基盤を承継**。これを活用し、**固定通信回線の大宗はNTT東西が設置し、固定通信サービスの提供に不可欠な役割**。
- また、**NTT東西の光ファイバは、移動通信サービスでも、エントランス回線（「局舎～基地局」間の回線）として利用され、その提供に必須となる等、固定通信・移動通信の双方において公共的な役割を果たしている**。

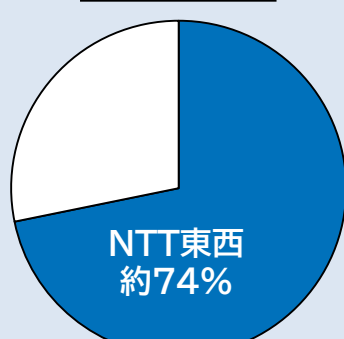
固定通信回線のシェア



メタル回線

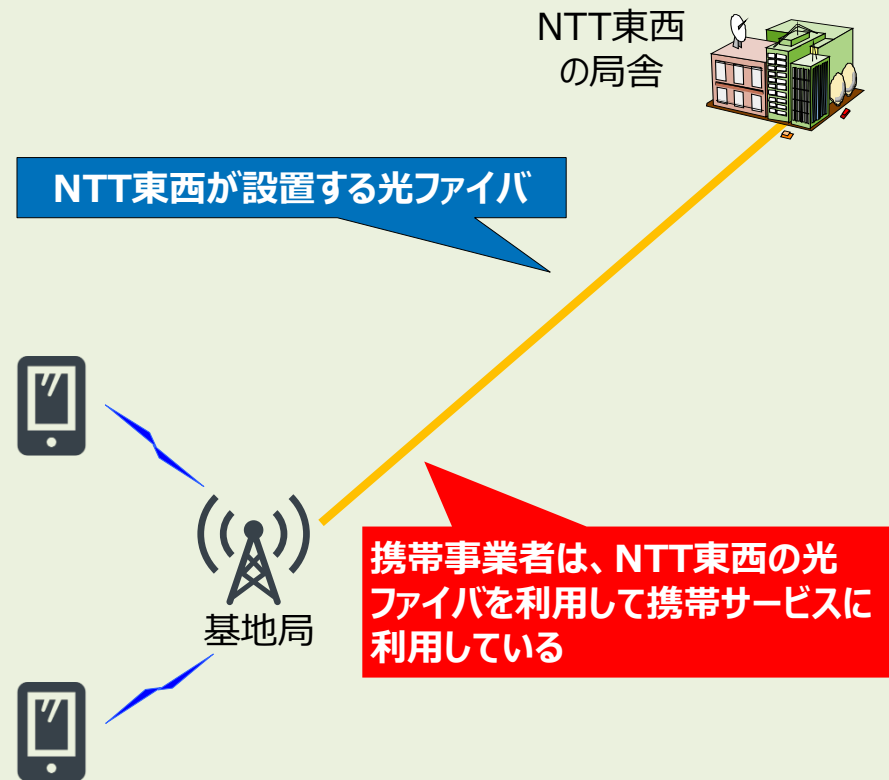


光ファイバ

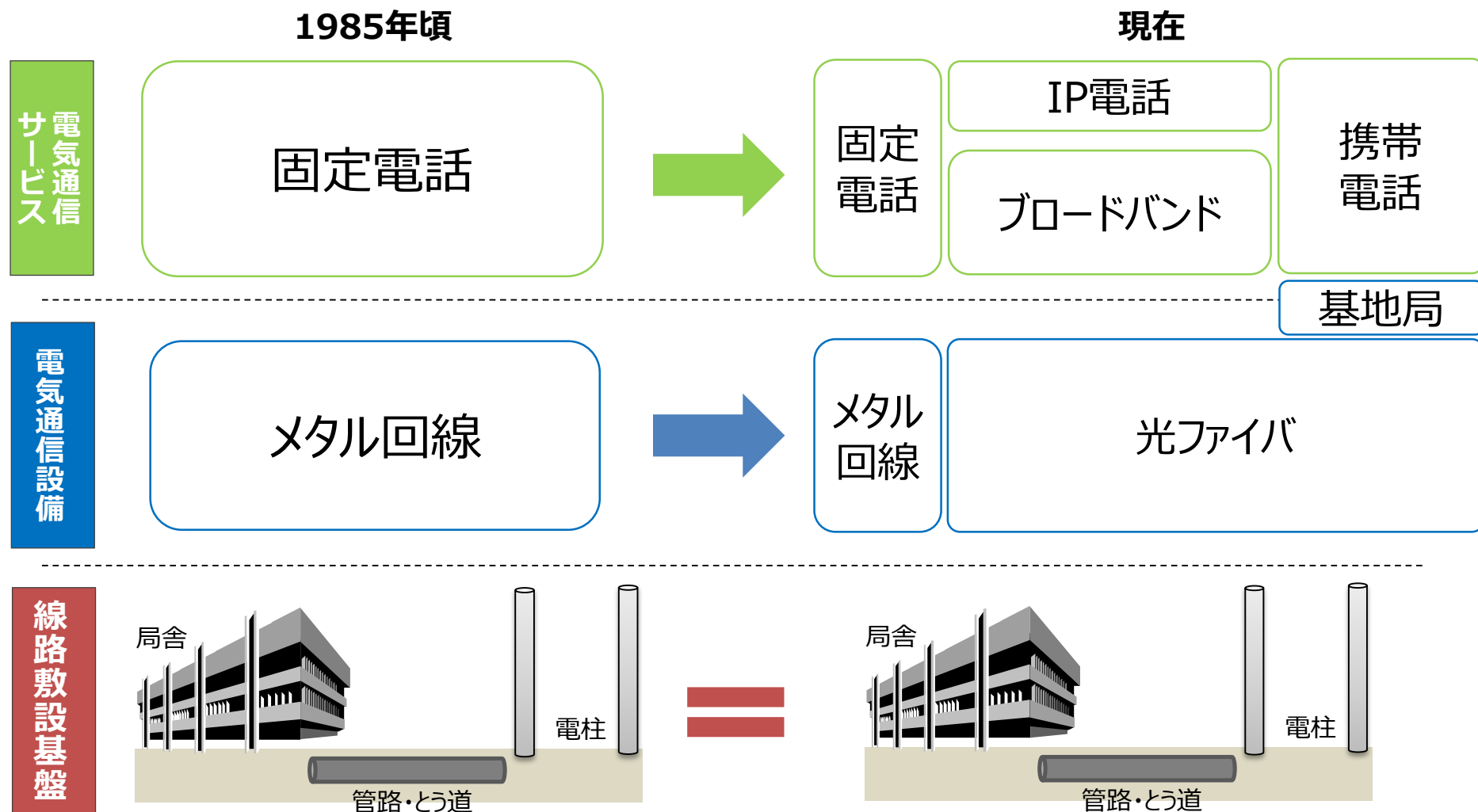


※ NTT東西の光ファイバを利用してサービス提供している事業者は800社超（ISP、ケーブルテレビ事業者等）

移動通信網を構成するNTT東西の光ファイバ



- 1985年当時は、固定電話やメタル回線が中心であったが、電気通信サービスでは、IP電話・ブロードバンドや携帯電話に、電気通信設備では、光ファイバや携帯網にその中心が変化している。
- このように、電気通信サービスやその提供に必要な電気通信設備は、技術の進展等により変化する一方、電気通信設備の設置に必要な線路敷設基盤の不可欠性に変わりはないところである。



- **電気通信事業法**は、アクセス回線のボトルネック性等に着目して、**ネットワークの開放ルール等**（主に非構造的措置）を定める**業法**である。
- **NTT法**は、NTTの公益性や、**巨大性・独占性**に着目して、NTT持株・NTT東西の**業務範囲等**（主に構造的措置）を定める**特殊会社法**である。
- 通信分野では、**電気通信事業法とNTT法が両輪**となって、**公正な競争の確保**を図っている。

電気通信事業法

（主に非構造的措置）

① ネットワークの開放ルール※ 1

（接続約款の認可、卸電気通信役務の届出等）

② 禁止行為規制※ 2

（接続関連情報の目的外利用・提供の禁止等）

③ 機能分離等※ 1

（ボトルネック設備保有部門と他部門の分離等）

④ 合併等審査※ 1

（大規模事業者をグループ化する際は登録を更新）

NTT法

（主に構造的措置）

① 業務範囲規制

- NTT東西を東西に地域分割
- NTT東西の本来業務を県内業務に限定
- 携帯電話事業等の公正競争の確保に支障のある業務を制限 等

<分離・分割時の累次の公正競争条件>

- グループ間の各種取引条件等の公平性の確保
- グループ間の在籍出向及び役員兼任の禁止
- グループ内の共同資材調達の扱い 等

※ 1 回線/端末のシェアが高い事業者に対する規律

〔固定通信〕 加入者回線シェア50%超：NTT東西

〔移動通信〕 端末シェア10%超：NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、UQコム、WCP

※ 2 固定通信は、※ 1に同じ。移動通信は、※ 1の事業者のうち収益シェア等を勘案して指定されたもの：NTTドコモ